

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和7年12月12日（金）予算決算委員会終了後 議会委員会室

出席委員（7名）

（委員長）稻田 清 （副委員長）矢田貝 香織
岡田 啓介 土光 均 中田 利幸 西野 太一
森谷 司

欠席委員（1名）

又野 史朗

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監

〔防災安全課〕山花課長 高田危機管理室長 村上危機管理室係長

【福祉保健部】塚田部長

〔健康対策課〕小西課長

【参考人】

陳情第102号

提出団体 原子力防災を考える県民の会

中山幸子 氏

出席した事務局職員

毛利局長 田渕議事調査担当係長 松田調整官

傍聴者

安達議員 岩崎議員 門脇議員 国頭議員 戸田議員 錦織議員 松田議員

森田議員 吉岡議員

報道関係者2人 一般5人

審査事件及び結果

陳情第102号 被ばくの影響を受けやすい乳幼児・こども・妊産婦などが屋内退避する場合の被ばく低減対策を米子市地域防災計画及び広域住民避難計画に記載する事を求める陳情 [不採択]

報告案件

- 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化の早期具現化について（通知）に対する中国電力株式会社の回答について（報告）

~~~~~

### 午前10時06分 開会

○稻田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

又野委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、12月10日の本会議で当委員会に付託されました陳情1件について審査するとともに1件の報告を受けます。

初めに、陳情第102号、「被ばくの影響を受けやすい乳幼児・子ども・妊産婦などが屋内退避する場合の被ばく低減対策を米子市地域防災計画及び広域住民避難計画に記載することを求める陳情」についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体の原子力防災を考える県民の会、代表の山中幸子様に出席いただいております。

早速、山中様から御説明いただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままで構いません。

それでは、お願ひいたします。

山中様、どうぞ。

**○山中氏（参考人）** 原子力防災を考える県民の会の山中です。このたびは陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

被ばくの影響を受けやすい乳幼児・子ども・妊産婦などが屋内退避をする場合の被ばく低減対策を米子市地域防災計画及び広域住民避難計画に記載することを求める陳情について、趣旨を説明したいと思います。

中国電力島根原発が稼働してから1年になります。新規制基準に適合したからといって、事故が起きないだろうという安全神話が再びあってはならないと思います。特に原子力災害対策については、市民の命や健康を守るために自治体が重責を担っているので、最も実効性のある考え方が必要だと思います。その意味で、原子力防災の本来の目的は、被曝ができる限り小さく、少なくすることです。これを否定する方はいないと思います。また、私は、これまで鳥取県や米子市が主催する講演会や職員向けの専門研修に参加してきましたが、どの専門家であっても、乳幼児や子どもたちが大人より被曝の影響を受けやすいことについて否定する方はいませんでした。皆さんも、もちろんこれを否定される方はいないと思います。だからこそ、乳幼児や子どもたちの視点で原子力防災を考えることは重要だと思います。

けれども、原発事故時の防護対策である地域防災計画、広域住民避難計画の内容を見ると、乳幼児や子どもが被曝をしないための対策についてはほとんど記載がされていません。数少ない記載としては、米子市地域防災計画の第2章第8節の36ページにある要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備の項目の中の放射線の影響を受けやすい乳幼児、妊産婦などについては無用な被曝を回避するよう十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとするとして、乳幼児、妊産婦がバスを利用して避難する場合は、優先乗車などの配慮を図るものとするという部分があります。また、安定ヨウ素剤に関連して、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び乳幼児を含む未成年者として、事前配布に関する周知を積極的に進め、服用指示があった場合の周知を徹底するなどの記載があります。しかし、屋内退避の項目では、対策や配慮の記載はありません。

陳情本文に書きましたように、原子力規制委員会では能登半島地震後に原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームで議論した結果として、原発から5キロ以内のP A Zとは異なり、原発から5キロから30キロ離れた米子市のようなU P Zでは、屋内退避を

基本的な対策として位置づけました。その理由には、避難のリスクという言葉がなぜかUPZの住民にだけ使われています。確かに病院や施設の高齢者の方々にとってはリスクがあるかもしれません、乳幼児、子どもの場合、両親も若いため、必ずしも当てはまらないのではないかと疑問に思います。

そして、さらに疑問に思うのは、本当に屋内退避で被曝が低減できるのかという点です。原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&Aによると、UPZでは比較的小さな被曝にとどまるとしていますが、それは密閉性の高い建物内にいる場合です。能登半島地震のときのように、家屋が倒壊しなくとも、窓が少し割れたり、戸口がぴたっと閉まらないといった場合でも屋内退避の効果は期待できません。それは、コンクリート屋内退避施設でも窓が割れていれば同様です。

最近発見された資料では、福島原発事故時に、福島市の家屋の屋内と屋外の放射性物質を測定したところ、あまり差がなかったということを示すデータも見つかっています。このように、屋内退避で被曝を十分に避けられない現状に加えて、屋内退避時の目安として使われる実効線量100ミリシーベルトについても非常に疑問を感じます。通常100ミリシーベルトとは、職業被曝の5年間の線量限度です。乳幼児や子どもの線量としては高過ぎる値です。原子力規制委員会が決めた値として最も法的根拠のある値は、一般公衆の被曝限度である年間1ミリシーベルトであり、どのような場合でも乳幼児や子どもにとつては最も適切な目安線量であると思います。

また、放射性ヨウ素による甲状腺への被曝を防ぐために、安定ヨウ素剤がありますが、屋内退避中心の対策にすると、乳幼児や子どもたちは服用の機会を失ってしまうことが分かりました。これは、安定ヨウ素剤を服用するタイミングが、放射性ヨウ素を体内に取り込む24時間前から2時間後となっているからです。事前に安定ヨウ素剤を持っていなければ、UPZの住民は安定ヨウ素剤の服用が難しくなるのではないかと思います。

このように、原子力災害時の屋内退避対策の中には、被曝の影響を強く受けるはずの乳幼児や子どもへの配慮、対策がありません。この乳幼児や子どもへの対策がないままにしておくことは、本来の目的から外れてしまうことになる思います。自治体として難しい対策もあるとは思いますが、地域の未来を担う子どもたちのために、重要な視点としてぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

**○稻田委員長** 説明終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 今回の陳情事項は、被曝の影響を受けやすい乳幼児、子ども、妊産婦に対して屋内退避中の被曝の低減対策を記載、記載というのは、今度新たに改定予定の米子市地域防災計画とか広域住民避難計画ということですが、これ、例えばどういった記載を希望しているか。今の段階で、こういったことはぜひ記述してほしいとか、こういうふうな記述をしてほしいというのがありましたら、お聞きしたいと思います。

**○稻田委員長** 山中参考人。

**○山中氏（参考人）** 記載の仕方については、ちょっとよく分からぬ部分もあるんですけれども、個人的には、乳幼児や子ども、妊産婦っていうのは、PAZの住民が避難するタイミングで一緒に、あるいはPAZの住民が避難した直後に避難してほしいというのが

個人的な考えです。やはり少しでも被曝をしてほしくないという気持ちで、そのように思っています。

ただ、実際には行政としては難しいかもしれないで、その場合は、せめて、新潟県の例にもあるように、UPZ内の対象者、子どもや乳幼児あるいは妊産婦に対して、積極的に事前配布をしていただきたいと。例えばもうPAZの住民と同じように、個別にはがきとかお便りで対象であることを伝えて、事前配布の手続を取るようにということをもっと積極的にやっていただけないかというふうには思います。それは、新潟県と同様、すぐにでもできる自治体としての対応ではないかというふうに現時点では思っています。

○稻田委員長 ほかございますか。

[「なし」と声あり]

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員に説明を求めます。

土光委員は賛同議員席にお座りください。

賛同議員は賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、土光議員。

○土光賛同議員 今回の陳情は、改定が予定されている地域防災計画とか広域住民避難計画で、屋内退避中の被曝に関して影響を受けやすい乳幼児、子ども、妊産婦に配慮する記述をということで、これ今回、今回というか、原子力規制庁が屋内退避の運用という案とか、そういう考え方を出していて、事実上、いわゆる避難計画というのが、屋内退避がもう原則、もしというふうに、ある意味で私は避難計画のフェーズが変わったというふうに思っています。そういった状況だからこそ、屋内退避中のリスク、特に影響を受けやすい人たちに対しての配慮が必要だということで、ぜひこれから検討される予定の計画にこれを盛り込んでほしい、そういった意味で、この陳情を採択することに意味があると思いましたので、賛同しました。

○稻田委員長 次に、錦織議員。

○錦織賛同議員 錦織です。私もこの陳情に採択の陳述をさせていただきますけれども、この間、11月25日には熊本地震、震度5強、それから12月8日には青森県東方沖地震が、これ震度6強というのが発生しまして、初めて後発地震注意情報が発表されるなど、大きな地震がもうこの間でも相次いでいます。

昨年の能登半島地震の経験を生かして、屋内退避だとかそういったことをどうするのかということで、原子力規制庁でプロジェクトチームですかね、それで対応されたんですけども、その結果、昨年の能登半島地震の経験生かされてないという結果になったことは、私自身も不信感があります。これで国民や子どもたちを守ることができるのかということなんですねけれども、今回、米子市のこの計画にはきちんと子どもたちの屋内退避中の被曝を低減するという対策が記載されてないということで、この屋内退避っていうのが一番の基準であるとするならば、やはり被曝低減、安定ヨウ素剤の配布だと利用だとか、そういったことに関してもきちんと記載するということは当然のことであり、陳情に賛同いたします。

○稻田委員長 賛同議員の説明を終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

土光議員は委員席にお戻りください。

そのほか質疑はございますか。

土光委員。

○土光委員 担当課にお聞きしたいことが1つあります。先ほど陳述でも少し触れられたのですが、今の米子市地域防災計画原子力対策編の中で、今回の陳情の焦点になってる配慮を要する人、乳幼児、子どもたち、これに関してこういった記述があります。安定ヨウ素剤の事前配布について、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとするというふうに記載されています。これに関して、もう今現在の地域防災計画なので、それに関して具体的にどういったことをやっているか、なされているかということをお聞きしたいと思います。

○稻田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 乳幼児、子どもに向けての周知なんですけれども、現在、事前配布についての周知につきましては、UPZ内の小・中学校へ事前配布のチラシを、配布をいたしておりますし、市内全域の保育園ですとか幼稚園等にもチラシのほうを、配布をしております。あわせまして、市のホームページですとか広報よなご等を通じまして、周知のほうは行っているところでございます。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それに対して、実際、事前配布を希望する方で、細かい数字はよろしいですから、こういった乳幼児とか子どもとか、妊産婦の希望者というのは、それなりに希望がある状況なんでしょうか。

○稻田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 現在、令和7年の10月末時点での配布が312人なんですけれども、そのうち10代までの方というのが93名、配布のほうは行っているところでございます。以上です。

○稻田委員長 ほかございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

順番としては土光委員から岡田委員に移る形で、その後、中田委員、最後、矢田貝委員の順で伺いたいと思います。

初めに、土光委員。

○土光委員 採択を主張します。

賛同理由でも述べましたように、今、国の考え方として、屋内退避がある意味でデフォルトになっているという状況、だから、そういうことに関して、屋内退避のリスクということに関してきちんと向き合って、そして、できることはやっていく。一つが安定ヨウ素剤の事前配布、これ、私は屋内退避中でも手元にあったほうがいいのではないかというふうに思っています。特に国が屋内退避をデフォルトに、もう原則、そういうふうにしているという一つの考え方に関して、屋内退避の運用の考え方のQ&Aの中にこういった文言

がありました。これ規制庁が出しているQ & A、屋内退避の運用で分かりやすく解説するということでQ & A出してます。その中で、Q & Aだから、こういった疑問に対して答えている文章、これ、ちょっと紹介しますと、Q & Aで、重大事故対策が奏功する可能性はどの程度ありますかという質問を立てて、いろいろ書いてます。

その中でこういうふうに書いてます。原則、今、新規制基準とか様々な対策が行われていて、奏功する可能性はかなり蓋然性が高いというふうな記述があって、その後に、なお、そのように重大事故等対策が奏功する蓋然性が相当程度高いとしても、奏功しなかった場合も想定して原子力対策を講じる必要があるのは当然のことであり、減災指針や各地域の地域防災計画、緊急時対応は重大事故等対策が奏功しなかった場合を想定して策定されています。

策定されていますと書いてますが、だから、これから米子市が改定しようとしている地域防災計画、広域住民避難計画、これは様々な対策があつて大丈夫だろうというふうに言われています。具体的には福島よりも実際の放射性物質は100分の1に収まるだろうとか、場合によっては1万分の1、100分の1の100分の1というふうなことになるだろう。つまり、重大事故対策が奏功するだろうという、そういった前提で、屋内退避で事は済むんじやないかみたいなことがあります、実際、地域防災計画は、その奏功しなかった場合を想定して対策をしないといけない、こういった記述がこの規制庁自身のQ & Aにありました。

だから、米子市もこれから考えるときに、屋内退避で、国の考え方は屋内退避中は安定ヨウ素剤を服用する場面はないだろうみたいな感じですが、奏功しなかった場合というのは当然必要になる。そういうことをきちんと考えて計画を改定する必要があるということで、今回の陳情、そういった問題点を指摘していると思いますので、こういった問題意識の中で地域防災計画、広域住民避難計画の改定を、知恵を絞ってやっていく必要があると思います。ということで、改めて言いますが、この陳情には採択を主張します。

○稻田委員長 次に、森谷委員。

○森谷委員 私のほうは、不採択でお願いいたします。

その理由といたしましては、原子力防災も含めて、災害時の対応ということから考えれば、私は、まず自助、そして共助、公助がありますけども、自助という面で、UPZ圏内にある家庭に対する具体的な何が不安なのかとか、どういう課題があるのかとかということの細かなサポートというか、それをまずしていただきたいなと思っておりますので、まず、共助、公助の前に自助として何が課題なのか、何を対応すべきなのかということをもう少し調査していただいた上で、このような3つの疑問点が述べられておりりますけども、それは次の段階かなというふうに思っておりますので、まず、段階としては自助に対する具体的な取組をしていただきたいというふうに思っておりますので、不採択でお願いいたします。

○稻田委員長 次に、西野委員。

○西野委員 私は、本件については、賛同することは適切ではないと思われます。

疑問1については、住宅や避難所の耐震化など事前防災の問題であり、御指摘には当たらないと思われます。令和8年度、第1次国土強靭化実施中期計画に基づき、地域防災の強化として避難所や教育現場となる学校等の耐災害性強化に向けて1,928億円を計上

しているほか、住宅、建築物、社会福祉施設等の耐震化については1,089億円を計上しており、国は、インフラ整備も含め、防災・減災に努めてるところでありますので、このたびの陳情は不採択とさせていただきます。

○稻田委員長 次に、岡田委員。

○岡田委員 私も不採択を主張いたします。

先ほど西野委員のほうからも説明がありましたけれども、現在の原子力災害対策指針に私は十分、合理性があるというふうに考えておりますので、このたびの陳情内容、疑問2のところでも、例えばアリス・スチュワートの研究、1956年ということは70年前のデータ、それから米国の原子力従事者30万人によるという、これ原子力従事者のデータを取って根拠としておられますけれども、あくまでも災害時における対応の話でございますので、私は、やっぱりこういった避難計画に関しては総合的に判断をしていく、そして、確かに細かい部分を詰めていく必要はございますけれども、全体としての整合性というものをきちんと取った上で、そして、それは国家において、きちんとデータに基づいてやっていただくということが大前提であろうというふうに思いますので、このたびの陳情に関しては、私は採択しない、不採択を主張させていただきます。

○稻田委員長 次に、中田委員。

○中田委員 結論としては不採択を主張いたします。

読ませていただきて、いろいろ心配なお気持ちを持たれるというのは分からぬでもないですけれども、ただ、ここで扱われている数字、値とかそういった考え方の部分で、要するに平時で扱う数字と、それから緊急事態、それから全面緊急事態のそれぞれ違う状況下で扱う数字が混同されてるように私は受け止めます。

それと、屋内退避についても、もちろん能登半島地震の経験も含めて、いろいろ考えられていますが、屋内退避というのは、屋外の避難行動に、それこそ対比した言葉の取扱いとして私は認識しております、屋内退避イコール自宅退避ではないというふうに受け止めております。ですから、家屋の倒壊とか密閉性が確保できないような場合における、自宅退避が困難な場合の避難所の開設等もいろいろ検討されて、その設置のことも考えておられるということも以前聞いておりますし、それから、ましてや、要するに全面緊急事態にいきなりなって爆発でもすれば別ですが、今までの原子力災害の経験からいっても、放射性物質が放出されるまでの間とか、タイミング等も含めて、その線量の状況に応じて避難を、どのような避難の仕方がいいのか、どのような避難をするのかというのを、平時とは違って、こういう緊急事態のときに、リスクを比較しながら、どっちがリスクをより小さくすることができるかということを比較した上で避難を指示するというのが、こういった緊急時の避難行動の在り方というふうに認識しております。

そういう面からこの陳情を読ませていただくと、先ほど言いましたように、平時の数字や平時の考え方と、緊急事態におけるリスクの回避という考え方方がちょっと私にはきちんと整理されたものではないと認識されますので、この陳情を採択するということにはなりません。したがって、しかも一般市民と放射性物質の業務従事者との考え方とか、そういったこともありますし、その線量の扱いについても、きちんとした基準値として限度を定められたというよりは、さっき言ったリスクの比較にするための参考値として扱われているようなことも含めて、今、計画をしております考え方のほうが私は、国際的な信頼でき

る数字の扱いを含めて、そのほうが妥当だと思いますので、国際的な合意を得られる、信頼性の高いものを行政としては扱うべきだと思っております。そういう理由で、今回採択することには同意できません。不採択と主張します。

○稻田委員長 次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員 不採択を主張させていただきます。

まず、陳情の内容、提出者の思いっていうところにつきましては、受け止めさせていただきたいと思います。

このたびの陳情ですけれども、計画の中にしっかりと書き込むようにという趣旨の陳情であったというふうに受け止めております。おっしゃるとおりの現在、乳幼児、子ども、妊産婦等の屋内退避中のこと、それから、その退避のときにいかに被曝を軽減していくのかという対策も含めて、今回の原子力災害対策指針を受けて検討されて、さらに一層検討されていくものだろうというふうに思います。特に必要と思っているのが放射性プルームの理解、また、その適切なタイミングでの避難などの指針が示されてくるものだろうというふうに思っております。その指針が示されていない段階で、本市の計画というのが、訂正、進化していくというのは難しい段階にあるだろうというふうに考えております。

そのような理由から、現在、安定ヨウ素剤の事前配布についての一層の周知であるとか、御自身が判断できる材料を提供していく、そして、希望する方には確実に所持していただくということが、現在、市として取り組めることだろうというふうに考えておりますので、不採択を主張させていただきます。以上です。

○稻田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第102号、「被ばくの影響を受けやすい乳幼児・子ども・妊産婦などが屋内退避する場合の被ばく低減対策を米子市地域防災計画及び広域住民避難計画に記載する事を求める陳情」について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…土光委員〕

○稻田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第102号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稻田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

山中様、本日はお越しいただき、ありがとうございました。

〔山中参考人退席〕

○稻田委員長 次に、当局より1件の報告があります。

島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化の早期具現化について（通知）に対する中国電力株式会社の回答について、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 令和7年11月13日に、本委員会に報告させていただきました中国電力株式会社に対する、鳥取県、米子市、境港市に対する財政措置の適正化の早期具現化についての申入れに対しまして回答がございましたので、報告いたします。

資料のほうを御覧ください。回答のほうは令和7年11月28日金曜日にございまして、中国電力株式会社で決定された後、同日に報告をいただいたこともあり、午後5時30分からウェブでの報告となりました。

回答の内容でございますが、その前に、回答の基となった、令和7年11月6日に行いました申入れの概要を、簡単に説明させていただきたいと思います。参考としてつけさせていただいております資料のほうを御覧ください。

11月6日の申入れは、令和7年9月3日に行いました申入れのうち、中国電力株式会社からの財源措置格差の適正化について、早期具現化を目的とし、行いました。また、9月3日の申入れにつきましては、令和7年9月19日に本委員会へ報告を行っております。

申入れのポイントでございますが、3点ございまして、1点目でございますが、島根県が受け取っている核燃料税に見合う財源措置、2点目は、中国電力株式会社が島根県へ負担する島根半島の震災対策事業、こちらに見合う鳥取県側への負担、3点目は、定常的な財源措置を行うとともに、弾力的な制度運営を行うこと、この以上3点でございます。

この申入れに対する回答については、別紙のほう御覧になっていただけれどと思います。そうしますと、中国電力株式会社からの回答は、UPZ内の住民一人一人の安心・安全に差が生じることがないよう取り組んでいくとしておりまして、先ほど申し上げました申入れのポイントについては、回答本文の3段目になりますが、「これらを踏まえて」以降、そちらのほうに記載がございます。

1点目の核燃料税関係は、原子力防災対策事業として、島根県の核燃料税を算定基礎とした協力。2点目の半島震災対策については、弓ヶ浜半島の震災対策事業としまして、島根県の島根半島震災対策事業への協力を算定基礎として、協力を行う旨の回答がございました。また、3点目の定常的、弾力的な制度運用については、原子力防災対策事業は核燃料税に見合う定常的な広範な事業に充当できる財源協力となると回答いただいております。

なお、現在、協力いただいております人件費についても、継続することのございました。

今後の対応でございます。中国電力株式会社からの財源協力については、島根県と同様、鳥取県が受けまして、鳥取県から米子、境港両市に配分されることとなりますので、鳥取県と協議の上、適切な時期に対応方法等を検討してまいります。

説明としては、以上になります。

○稻田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。ござりますでしょうか。

土光委員。

○土光委員 別紙の資料で中国電力からの回答の文書に関して、中国電力の真意というか、逆に米子市としてこれをどう受け取っているのかということをちょっと確認したいので、質問をします。

中国電力は基本的に、金額はちょっとここで置いておきますが、これまで以上に財源措置をするという回答で、要は財源措置をする中国電力の趣旨、それから、逆に米子市がそ

のお金をどういう趣旨で受け取るのかということに関して、この回答の中で言っていること。つまり、中国電力が言っているのは、原子力防災対策事業に関して、それからもう一つ、具体的には弓ヶ浜半島の震災対策事業。だから、2つですよね。中国電力が言っているのは原子力防災対策事業、これは、この回答の文書の記述で5行目から6行目、趣旨としては原子力防災対策事業、それから弓ヶ浜半島震災対策事業、この必要性を理解して今回、財源協力をしますということだと思います。

それから、最後に、こうとも言っているんですよね。下から6行目の文章で、「原子力防災対策事業に対して、島根県の核燃料税に見合う定常的かつ広範な事業に充当できる」、そういうものだというふうに中国電力は、そういった意味で財源の協力をする。原則として言っているのは、今回の財源協力は原子力防災対策事業、それから弓ヶ浜半島の、これは原子力に限定せずに震災対策事業だということで、基本的にはこういう趣旨で、中国電力は鳥取県に財源協力をするとという意思だと思うのですが、まずそう理解して、米子市もそういうふうに理解しているのですか。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 反問権を使っていいですか。

○稻田委員長 反問権、はい。

伊澤副市長

○伊澤副市長 今の質問の趣旨は、書いてある文字どおりに理解しているかというふうに聞こえたんですけど、であれば、文字以上に理解する。つまり、書いてあるとおりに理解しているかという質問の趣旨であれば、書いてあるとおりに理解してますということしかお答えができないんですけど、そういう質問の趣旨でしょうかというものです。

○稻田委員長 土光委員、お答えいただけますか。

土光委員。

○土光委員 あの、聞いて…。

○稻田委員長 ちょっと待って。書いてあることは、もう書いてあることなので、今、恐らくそれは理解しているということだったと。書いてないこと以外のところを簡潔に、こういうこと、こういうことっていうふうに箇条書的に言っていただけますか。そうしないと分かりにくいということです。

○土光委員 書いてないこと以外に……。

○稻田委員長 書いてあることしか今おっしゃってないということですか。書いてあるというのは、別紙の中国電力からの回答内容以外の、超えるというかね、以外のところが今の設問に入っていたとするならば、そこはきちんと分けて質問してほしいということです。

[「分かりました。」と土光委員]

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、改めて。まず、中国電力は、これは書いてあることですが、今回の財源協力は、原子力防災対策事業と弓ヶ浜半島の震災対策事業、こういったことに関して財源協力をしますというふうに書いています。これは言い換えると、この財源に関して、鳥取県側は避難計画の策定が義務づけられているということもあって、そういった原子力の防災対策、それから弓ヶ浜半島に関しては、これ複合災害のことがありますから、原子力にあえて限定せずに一般災害も含めて、そういった対策に関して使ってもらえるという

前提でのお金だというふうに書いてると思うんですが、まず、それはそういう理解でいいですかというのが1つ目の質問です。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 書いてあること、私には、書いてあることを書いてあるとおりに理解しているかという質問にしか取れませんので、そうであれば、そのとおりであります。以上であります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、それは書いてあるとおりで理解しているということで、それを前提で、この中国電力の回答の下から6行目からの原子力防災対策事業、この「核燃料税に見合う定常的かつ広範な事業」、ここの意味、これをどういうふうに米子市は受け取っているのかというのをお聞きします。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 ここも文言のとおりでございますけれども、基本的に定常的、単年度単年度、我々が申入れをしなければならないというような財源ではなく、核燃料税相当が定常的に頂けるものだというふうに理解をしておりますし、広範囲な事業というのは文字どおり幅広く。ただ、これがどこまでかってということになりますと、直接受けます鳥取県と中国電力さんほうで協議をした上で、最終的に決めて、具体的には、例えば鳥取県から交付金として受けますので、その交付についての細かい決まりというのは鳥取県が設けられると思いますので、その中で最終的に考えていくことになろうかと思っております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 定常的の意味は、これは分かります。まず、核燃料税見合うというのは金額のことを言ってるのか、お金の使い道の性質のことを言ってるのか、どういうふうに取つてるんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 見合うというのは、書いてありますとおり、定常的かつ広範囲な事業、両方に係ってると思っておりますので、核燃料税と同じように、単年度単年度決めてするものではなくて、継続的にやるもの。広範囲というのは、核燃料税自体が法定外の普通税でございますので、一般財源として使えてると。それに見合うということですね。100%一緒にどうかというのは分かりませんけれども、それがどこになるかというのは、先ほど申し上げましたとおり、今後の協議になろうかと思いますけれども、一定の範囲っていうところの原子力防災対策事業ということで、きっとすごい足かせがかかっているということではなくて、一定の範囲で使えるものというのは理解をしております。その一定について、今後も協議をしていくことになろうかと思っております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 まず、金額に関してはどういうふうに、つまり、見合うというのは金額の、島根の核燃料税と見合うという言い方しかできない、具体的には同額なのか。じゃあ、今回、人口比で分けてますよね。もうそれでよしとしているのか。何かある人があるところへ、ちょっと分からぬから適当に言いますが、面積比じゃないといけないとか、そういった議論もあって、その辺の金額に関しては、今回の中国電力の人口比ですると、これだけ、これに関しては、もう、そうだというふうに、ある意味で納得しているのか、いやい

や、これがまだ交渉の余地があるのかというところ。

それから、もう一つは、この広範な事業、これ核燃料税は、今言ったように一般財源、もう自由に使えるお金。だから、島根県は、ある意味で何の足かせもなしに必要に応じて必要なことに現在使ってる。原子力防災事業に全然とらわれるとか、そういう、もう一般財源の中に含んで自由に使ってる。この広範な事業というのも、そういうふうに取ってしまうのか。でも、やっぱり原則としては原子力防災対策事業、弓ヶ浜半島の震災対策事業、原則はこれだという意味で、がちがちにこれ以外は全部駄目というふうにも捉えていないか。これ私、一般質問で取り上げてやり取りして、どうも自由に使えるお金だみたいな取り方をしてるというふうに感じたので、あえてそれを聞いています。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 まず、1点目の人口比ということで中国電力から話があった内容、これ納得してるかということでございますけれども、納得かどうかという前に、そもそも原子力防災対策ということでお金を市としても負担をしている。そこにそれ相応の電力事業者としての負担をいただけないかということで、ずっと要望してまいりました。その中で、今回の中国電力からの回答があった。これは、これまでなかなか鳥取県、島根県、不公平だなど感じている部分もありましたけれども、それを解消するための方法としまして新たな一歩を踏み出した、これ評価すべきものだと思っております。

ただ、これで全てが丸く収まったかというとそうではございませんで、実際には様々な事業をやっておりますし、今回、人口比ということですけれども、例えば人口、当然、大事な指標の一つでございますが、実際避難をされる場合とかですと、島根県側から、境港市も同様ですけれども、そこを通過されて、米子を通過されて、避難をされるという方もたくさんおられます。それ、単純に人口比だけでいいのかとか、そういういろいろ細かい議論というのは、やはりしていかないといけないと思っておりますので、単純に納得かと言われると、納得はしておりませんということなんですけれども、今回の回答自体が全く駄目だということではなくて、一定の一歩目をいただいたというふうな理解をしております。

もう1点が広範な事業ということですけれども、これはもう先ほど来から言っておりますけれども、現時点では原子力防災対策事業に充てる資金として広範な活用ということをある程度は認めていただいているとは考えております。ただ、そこまでございまして、それ以降の細かいことについては今後の協議になってまいろうかと思っております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 米子市はこれからあるはずの、実際、県を経由してだけど、このお金は一般財源に入れるんですか。それとも米子市は、これも一般質問で取り上げましたが、原子力防災基金という条例があって、そういうふうにそれを使うという条例も持っていて、実際、今回の新たな中国電力からの財源措置によって米子市に入ってくるお金、これ鳥取県から4,000万という数字、これも確定していると思いますが、それはどういうふうな使い方、処理の仕方をする予定なんでしょうか。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 予算対応につきましては、現在検討中というのが答えであります。ただ、これは本会議でもお答えしましたが、基金の問題に關していくれば、単年度で財源充当する

ものにつきましては、改めてその使途にかかわらず基金に積む必然性はございませんので、単年度で財源充当して執行させていただくことになりますし、それが複数年にまたがる執行になるということになれば、予算上の手法として、基金に一旦積んで翌年度以降に執行すると、こういう形態になるということを想定しております。以上になります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、検討中と言われましたが、一つの視点は単年度か、今度来るお金が複数年度にわたるか、そういうことも含めて、もう一般財源にそのまま入れるのか、基金に積むのか、それを検討中ということでしょうか。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 質問の論点を理解していただいてないというふうに思いましたが、一般財源、基金に積んでも、それは一般財源でありますので、基金に積むか、積まないかということと、一般財源か否かということは、同じテーブルでAかBかという議論にはならないということをまずお答えをしておきます。

私が申し上げたのは、一般財源という枠内で執行はいたしますが、単年度執行であれば、改めて基金に一旦積むということはあえて必要ございませんので、そのまま財源充当して事業予算として使わせていただくことになりますし、仮に複数年にまたがって財源に充当するということになれば、これは予算上の手法として、一旦基金に積んで翌年度以降の財源に充てていくと、こういう取扱いになるということですが、いずれにしても一般財源であります。以上であります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それは分かりました。その一般財源か基金に積むかという、そういうどちらかということではないというのは分かりました。

要は基金に積むか、積まないかということですが、複数年度にわたる場合は積むかもしれない、そういうことなんで。ただ、基金に積むということは、これ特定目的の基金なので、使い道はもう原子力防災対策に限定されると思うんですよ。そういう前提があるけど、基金に積むということは十分検討していると思っていいですか。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 これも現在検討中でありますので、制度論でお答えいたしますが、仮に今回受け入れるもの基金に積むとなれば、基金条例の改正が必要だというふうに考えております。以上であります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 考え方は分かりました。今の条例で基金に積むということは、使途は厳密に限定される条例なので、そういうことに関して、今、市は改正を含めてということも考えてるという、そういう考え方方は分かりました。

それから、県から4,000万交付されるという、これはもう県の予算計上もしてるし、はっきりしてると思うんですが、これ実際にどういう手続を踏んで、県から米子市は交付を受けるんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 県のこのお金につきましても、県議会で今御審議いただいている最中であると思います。これが決まりましたら、県のほうでしかるべき手続論とか、要綱をつく

るのか、そういうところも含めまして検討はされると思いますので、それを踏まえての流れになっていくと考えています。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 これまでも人件費ということで2,000万、県を経由して、この交付は、今、要綱をつくる云々と言われましたが、今、実際、県からそういう交付を受けていて、その交付の手続としては、県は原子力防災対策交付金交付要綱、これにのっとってやっているんですが、今回のお金もこの交付要綱に沿って交付を受けるというふうに想定されているんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 その辺りも含めて、県が適切に検討されて判断をされると考えています。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、県が判断いっても、交付申請するのは米子市でしょう。県の交付要綱に沿って、米子市が申請するんでしょう。だから、米子市がまず判断しないといけないでしよう。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 交付申請するに当たりましては、まず、交付の要綱が決まりませんと交付申請できませんので、まずは、県がどういう考え方で交付をするかということが決まってからの協議になろうかと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、これまでそれに沿っていた今ある鳥取県原子力防災対策交付金交付要綱、新たな4,000万、これに沿って交付申請するということではなく、それ以外の趣旨、交付要綱を新たにつくるか何かで、これ以外の手続でやるということは考えて、あり得るということなんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 どうなるか、私どもが決めることではないので、鳥取県が決められた内容に沿って、私どもは肅々と手続をしていくだけでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、もう一つ、この4,000万という額はどういう協議を経て決まったんですか、県から米子市に4,000万。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 この4,000万につきましては、最終的には鳥取県が決める額なんですけれども、回答いただいたときに、鳥取県から中国電力に質問をされました。最終的に決めるのは鳥取県、自治体なんだけれども、お金を出す中国電力として何か御意見とかありますかということが、鳥取県知事のほうから質問ございました。その際に、中国電力としては当然、鳥取県、島根県、今回の回答文にもありますけれども、UPZ内も含めて周辺市の方、一人一人に差はないので、同じような扱いをしていただけると幸いですという回答がございましたので、島根県の周辺市などの状況も踏まえて、鳥取県が判断をされて、こういうふうに4,000万になるということで連絡をいただいております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、中国電力は一定の考え方を示した。鳥取県に交付するけど、県から米子市、境港市に対する額は、島根県ではこうやっているよみたいな、そういった考え方を示した。でも、最終的には県が決めたんですよね。県が決めるときに、米子市と何か具体的な協議をしたんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 具体的な協議というと、当然、事務レベルでは現在、鳥取県がこういう考え方で、境、米子両市への配分については調整をしているというのは伺っておりますし、それについて考え方というのも伺っております。先ほど申し上げましたとおりですけれども、そういったのは事前には伺っております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 いや、だから、つまり、具体的に協議をしたの。どういうレベルでもいいですが、一応協議の末、4,000万と決まったのか、それとも県がもう4,000万とするというふうに、ある意味でお知らせの感じで決まった額なのか、そういうところを知りたいのですが。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 お知らせの額で来たわけではないんですけども、当然、市としては幾らを下さいという具体的な額で鳥取県に話をするわけではなく、実際に安全対策として、先ほど人口の話がありましたけど、人口だけでどうなのっていうような話もしておりますし、そういった具体的に市として負担をしている実際の実務、内容などの話をしながら、鳥取県が受けられる金額についての配分額ですね、それについて、こういうことを市はやってますんで考慮してくださいというような話はしております。具体的な額につきましては、最初申し上げましたけれども、何千万頂かないといけないわとか、そういう話はしておりません。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、ある程度やり取りをした結果、4,000万。このやり取りというのは、例えば電話でのやり取りか、実際に面談、対面でやつとのか、どういう方法でやり取りをしたんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 これ様々でございまして、当然、電話での話もしておりますし、そのために金額調整会議というような会議を開いてるわけではございませんけれども、実際に県の担当者と話をする際に、その案件について話をすることもあります。ですので、話自体は、当然、電話が圧倒的に多いのは多いんですけど、鳥取県とは、鳥取市と米子市でございますので、そういうことをしておりますが、具体的に例えばそれを何回したかとかっていう記録は残っておりません。

○土光委員 分かりました。

○稻田委員長 ほかございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないですね。ないようですので、本件については終了いたします。

次に、その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

土光委員。

○**土光委員** この前の委員会でいろいろ質問して、中国電力に照会して回答する。回答の文書を頂いてます。この回答の文書のことできちんと聞きたいのですが、いいですか。

○**稻田委員長** 取りあえず「よし」としますが、その準備は、今どこまでされているか分かりませんので、そこは私もある程度のところで調整するかもしれませんので、それはお許しください。

[「じゃ、いいですか。」と土光委員]

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今回の配られた回答に関して、特にこの項目としては、4番目……。

○**稻田委員長** ちょっと待ってください、資料が手元にありますか。ちょっと私はパソコンで頂いてて、今持つてこれてないので……。そこ確認しなきゃいけないわ。すみません、土光委員、ちょっと待ってくださいね。

[「ちょっと探して。」と声あり]

○**稻田委員長** いやいや、いい、待つ、待つ。先に、うん、いいです。ありがとうございます。待ちますんで。

ちょっと、土光委員、急遽になりますので、事前の申出をできればいただきたいということをここでお伝えしておきます。

私が、電子メールで頂いてるので、タブレットに移行、私もできていなくて、今日、ちょっとその準備もできてませんので、異例という言い方は言いたくないですけど、ただ、その他で一応聞くということも決まってますので、妨げはしませんが、そこら辺、土光委員、何とかおもんぱかっていただくようによろしくお願ひします。

[事務局が資料印刷・配付]

○**稻田委員長** 時間がかかっておりまして、もう始めたいんですが、追加で手伝ってもらって、追加の印刷作業に入ってください。委員会はもう続けますので。

では、土光委員、質問をもう一度お願ひします。

土光委員。

○**土光委員** この回答の中で、4番のことに関してちょっとお聞きしたいと思っています。

ちょっとその前の質問の前提として、中国電力にこういった質問を伝えて、中国電力から回答は得たということですが、これ、例えば電話とか文書でとか、どういう方法で中国電力とやり取りして回答を得たのですか。

○**稻田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** 中国電力とは電話での確認で行っておるところでございます。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。電話での確認で、それを中国電力の回答として、これは市が、担当課がまとめたということですね。

4番に関して、回答が、これまでに予定人数がそろわない状況で作業を始めたことがあるか否かについては把握していないと書いてあるんですが、これは中国電力、つまり、調査していないのか、調査しても分からなかったのか、その辺が把握していないというのはどういう意味なのか。というのが、多分、電話のやり取りではそれなりのやり取りがあって、こうまとめたと思うんですが、把握していないというのは調査そのものをしていないので、

作業自身はこれ中国電力の協力会社がやっているので、中国電力そのものではないので、だから、もう中国電力はそれは分からぬ、調査したけど、分からぬのか、もともとそういういた調査はしていないということで把握していないのか。この意味がこれだけでは分からぬので、そこを実際のやり取りでどういうことだったのか、お聞きします。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 調査をしたかどうかということですけれども、今回問合せをして、中国電力に、以前にそういうのがあったかというのを中国電力内で確認をいただきました。そのときに、データがないといいますか、どういう状況であったかということが把握できないという回答がございました。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 電話で聞いた範囲だから、正確には分からぬのかもしれないけど、こういった調査そのものをしていないのか、調査したけど、分からなかつた、どっちのニュアンスだったんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 調査そのものをしていないというか、いわゆる今回こういう事象が起きましたんで、人数が欠けている状態で作業を実施したということがあった中で、過去に欠けていることがありますかというのを、確認を依頼しております。欠けている状態で作業をしたかどうかというのが分からぬという回答がございました。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 何かやり取りではそういったことだということなんだと。これ、私は重要なことだと思ってるんです。つまり、中国電力、よく安全文化とかなんか言うけど、実際、常識、常識という言い方曖昧ですが、作業するときにそろっていなきゃ始める、こんなの安全文化のイロハのイだと思う、そこが守られていなかつたというところで、ここをちゃんと調査して、つまり、こういった、これまでもある作業するのにそろってなくても始めてるというのが、ある意味で常態化までは言わぬけど、度々あつたんじやないか。もしそういったことの結果として、今回またま転倒事故が起きたかどうか。だから、そこをきちんと調査して、事実関係を確認して、これが起きないようにする。何でそろわぬのに作業を始めざるを得なかつたかいうところはちゃんと調査する、原因ははつきりさせる、それが一番基本的な再発防止策だと思うんですが、全然これでは分からぬんですよ。米子市も当事者じゃないし、電話でやり取りしただけで、それ以上は多分聞いても分からぬと思いますので。

これは、ちょっと委員長にお願いをしたいのですが、この中国電力へ、今回、核燃料棒の転倒事故、それ以前で水位計の不具合とか、もう一つはモニターの不具合とか、そういういた事故があつて、これ、中国電力は正式にこういった原因とか再発防止策を市議会に対して、一度もきちんと説明したことはこれまでないんですよ、市議会に関して。だから、これは検討というか、お願いしたいと思うんですが、こういったことに関して、中国電力に委員会として直接説明をする場を設けてほしいというふうに私は要望します。

○稻田委員長 中田委員。

○中田委員 今の安全対策の基本だという発言ですが、私は実はそうは思っていませんで、例えば仮定ですけども、5人でする予定の計画だとかっていうのは、多分、中国電力側と、

その計画というのは意思疎通ができる状況はまず前提としてあったと思いますが、あの対策の内容を見る限り、本質はその5人でやることが1人欠けたらできないか、できるかの判断を中国電力と協議して決める事になっていて、つまりは、1人欠けてもできるか、できないかという判断の中で今まで作業した可能性はあるけども、それはもし欠けてできるという判断になるのか、ならないかは、中国電力と、照会をかけて作業をするっていうのが対策の中にたしか入ってましたよね。ですから、1人欠けたのが、充当されないのが問題というふうには私は考えてなくて、その作業ができるか、できないかの判断がどういう手続で行われるかというところが本質、私はこういう事故再発防止の本筋だと思うので、それはこの間の対策の内容の中に組み込まれていたので、私は特にその必要はないと思っております。

○稻田委員長 私も今述べておきますが、これ事業者ですよね、中国電力敷地内ではあつたけれども、という説明、前回受けておりますし、その後の対策も伺っておりますので、今、土光議員の要望する内容については、私は考えておりませんという回答をこの場でしておきます。

ほかございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午前11時19分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清